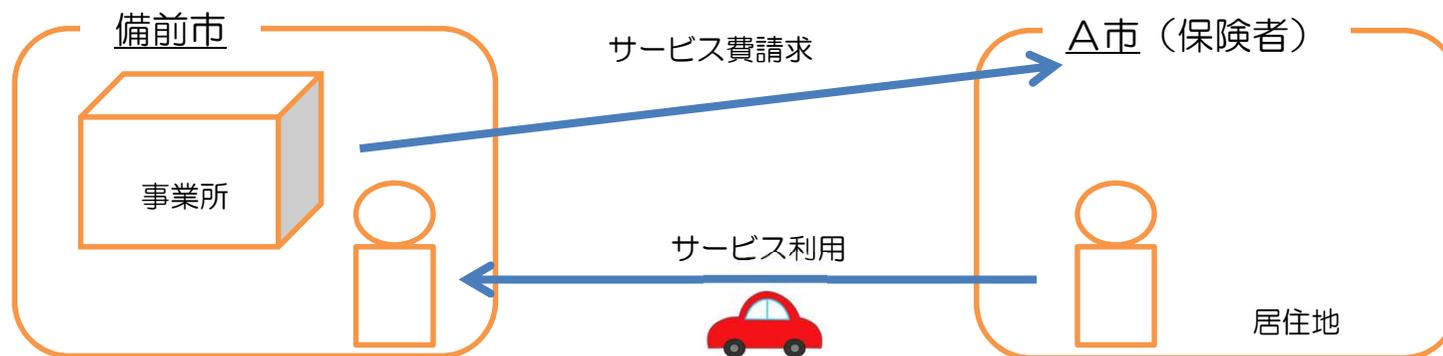


○備前市外の被保険者へサービスを提供する場合の注意点

※総合事業は、市町村ごとにサービスコードや基準が異なります。

◇備前市内の事業者が他市町村の被保険者に対してサービスを提供する場合

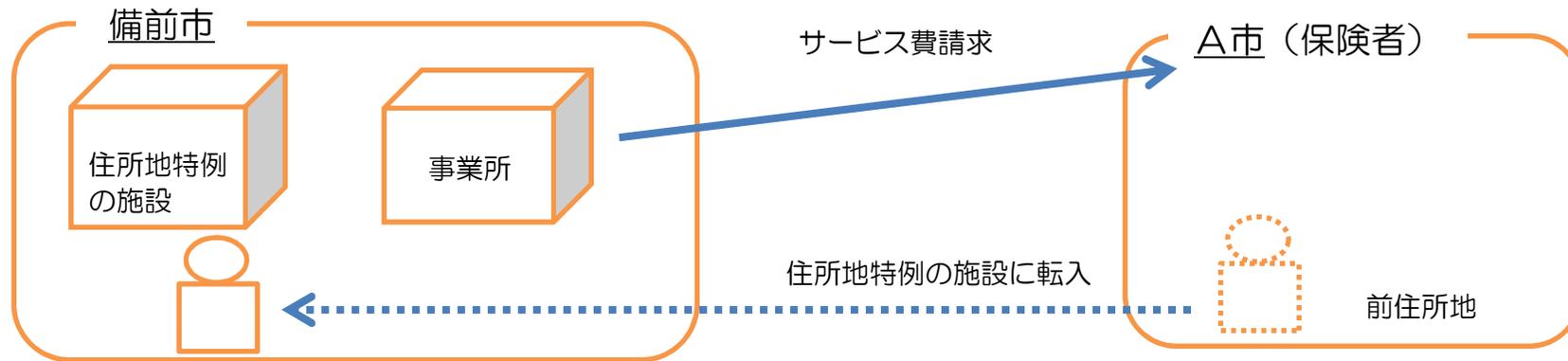
例) 備前市の総合事業サービス事業所をA市の被保険者が利用する場合



- 総合事業の提供者はA市であり、A市の総合事業の基準に基づき、A市の設定する単価を使用します。
- A市から総合事業の指定を受ける必要があります。(みなし指定事業所を除く)

◇住所地特例者に対してサービスを提供する場合

例) 備前市の総合事業サービス事業所を住所地特例者（保険者はA市）が利用する場合



- 総合事業の提供者は備前市であり、備前市の基準に基づき、備前市の単価を使用します。
- 保険者から指定を受ける必要はありません。